

令和元年第5回平群町議会

定例会会議録（第4号）

招 集 年 月 日	令和元年12月13日
招 集 の 場 所	平群町議会議場
開 会 （ 開 議 ）	12月13日午後2時3分宣告（第4日）
出 席 議 員	<p>1 番 岩 崎 真 滋 2 番 長 良 俊 一</p> <p>3 番 山 本 隆 史 4 番 井 戸 太 郎</p> <p>5 番 稲 月 敏 子 6 番 植 田 い ず み</p> <p>7 番 山 口 昌 亮 8 番 森 田 勝</p> <p>9 番 山 田 仁 樹 10 番 窪 和 子</p> <p>11 番 下 中 一 郎 12 番 馬 本 隆 夫</p>
欠 席 議 員	な し
地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名	<p>町 長 西 脇 洋 貴</p> <p>副 町 長 植 田 充 彦</p> <p>教 育 長 岡 弘 明</p> <p>会 計 管 理 者 橋 本 雅 至</p> <p>政 策 推 進 課 長 大 浦 孝 夫</p> <p>総 務 防 災 課 長 川 西 貴 通</p> <p>税 務 課 長 山 口 繁 雄</p> <p>住 民 生 活 課 長 北 樋 口 政 弘</p> <p>健 康 保 険 課 長 辰 巳 育 弘</p> <p>福 祉 課 長 西 岡 勝 三</p> <p>観 光 産 業 課 長 島 野 千 洋</p> <p>都 市 建 設 課 長 今 田 良 弘</p> <p>教 育 委 員 会 総 務 課 長 松 村 嘉 容</p> <p>上 下 水 道 課 長 寺 口 嘉 彦</p>
本 会 議 に 職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	<p>議 会 事 務 局 長 西 谷 英 輝</p> <p>主 幹 高 橋 恭 世</p> <p>書 記 和 田 里 絵</p>
町 長 提 出 議 案 の 題 目	<p>第 1 号 に 同 じ</p> <p>議 案 第 8 4 号 平 群 町 印 鑑 の 登 録 及 び 証 明 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て</p> <p>議 案 第 8 5 号 平 群 町 家 庭 的 保 育 事 業 等 の 設 備 及 び 運 営 に 関 す る 基 準 を 定 め る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て</p>

<p>議員提出議案 の題目</p>	<p>発議第 9 号 「あおり運転」に対する厳罰化とさらなる 対策の強化を求める意見書（案） 発議第 10 号 近鉄生駒線 1 時間 4 本運行の再開を求める 決議（案）</p>
<p>請願</p>	<p>第 1 号に同じ</p>
<p>議事日程</p>	<p>議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。</p>

令和元年第5回（12月）

平群町議会定例会議事日程（第4号）

令和元年12月13日（金）

午後2時開議

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | 議案第62号 | 平群町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する
条例の制定について
(総務建設委員長報告) |
| 日程第2 | 議案第66号 | 平群町森林環境整備促進基金条例の制定について
(総務建設委員長報告) |
| 日程第3 | 議案第76号 | 企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部
を改正する条例について
(総務建設委員長報告) |
| 日程第4 | 議案第64号 | 西和地域病児保育室設置条例の制定について
(文教厚生委員長報告) |
| 日程第5 | 議案第65号 | 平群町ポイ捨て等の防止条例の制定について
(文教厚生委員長報告) |
| 日程第6 | 請願第1号 | 介護保険料の引き下げを求める請願書
(文教厚生委員長報告) |
| 日程第7 | 請願第2号 | 国民健康保険税の引き下げを求める請願書
(文教厚生委員長報告) |
| 日程第8 | 議案第84号 | 平群町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正
する条例について |
| 日程第9 | 議案第85号 | 平群町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第10 | 発議第9号 | 「あおり運転」に対する厳罰化とさらなる対策の強化
を求める意見書（案） |
| 日程第11 | 発議第10号 | 近鉄生駒線1時間4本運行の再開を求める決議（案） |
| 日程第12 | | 委員会の閉会中の継続調査の件 |

再 開 (午後 2時03分)

○議 長

皆さん、こんにちは。

初日の本会議において、公平委員会委員に選任同意をいただきました清家衛様が御挨拶に参っておられますので、御挨拶をお受けしたいと思います。公平委員会委員の清家衛様、よろしく願いいたします。

○公平委員会委員 (清家 衛)

失礼いたします。ただいま御紹介いただきました清家でございます。

このたびは、公平委員会委員の選任に当たり、御同意をいただきまして、まことにありがとうございます。厚くお礼申し上げます。

御承知のように、地方公共団体を取り巻く状況の変化に伴い、職員の職場環境も大きく変わってきております。職員の皆様が日々の職務に専念し、十分に個々の能力を発揮できるとともに、中立、公正な立場から、適正な人事行政が確保されるよう、今日までお与えいただきました経験をさらに生かし、職務を全うしてまいる決意でございます。

議員の皆様には、一層の御指導と御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。甚だ簡単ではございますが、お礼の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございます。(拍手)

○議 長

ありがとうございました。

町長より、観光産業課の井上主幹並びに教育委員会総務課の北川主幹が会計実地検査説明会出席のため、本日欠席する旨の通知を受けましたので、御報告いたします。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、令和元年平群町議会第5回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

(ブー)

○議 長

本日の議事日程は、お手元に配付しております議事日程表のとおりであります。議事日程表に従い議事を進めてまいります。

日程第1 議案第62号 平群町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

日程第2 議案第66号 平群町森林環境整備促進基金条例の制定について

日程第3 議案第76号 企業職員の給与の種類および基準に関する条例の

一部を改正する条例について

以上3件を会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

本案3件については総務建設委員会に付託しておりますので、委員長の報告を求めます。総務建設委員会委員長。

○総務建設委員長（窪 和子）

総務建設委員会委員長報告をさせていただきます。

去る12月3日に開催された平群町議会第5回定例会の本会議において当委員会に付託を受けました、議案第62号 平群町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、議案第66号 平群町森林環境整備促進基金条例の制定について、議案第76号 企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例についての3件を、12月4日、当委員会を開催して審査をしました。その審査内容と審査結果を御報告をいたします。

まず、議案第62号 平群町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、議案第76号 企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例については、会議規則第37条の規定により一括議題として審査を行いました。

議案第62号の条例は、地方公務員法及び地方自治法の一部改正による会計年度任用職員制度の導入に伴い、会計年度任用職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関して必要な事項を定める必要があるため制定するものであります。

また、議案第76号については、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、成年被後見人等の欠格条項に関する地方公務員法の改正に伴うものと、会計年度任用職員制度の導入に伴い所要の改正を行う必要があるため本条例の一部改正を行うものです。

一括質疑では、まず、会計年度任用職員の給料算定についてただされ、現行の臨時職員で一般事務職の給与額は行政職（二）という給料表を参考に13万4,200円であるが、会計年度任用職員になれば、行政職（一）の給料表を使い14万6,100円と考えたいが、現在、職員組合と協議中である旨の答弁がありました。

パートである時間給の方の給料についてただされ、基本は基準月額で、フルタイムの月額給に地域手当を含んだ額に対して、日額給または時間給に割り戻していくため、パートで時間給の方も現行よりは月額給が上がる旨の答弁がありました。

雇用を継続した場合、給料は上がっていくのかとただされ、再雇用された場

合は、1年間の勤務実績を考慮した金額を上げる考えであるが、号給数については職員組合と協議になる旨の答弁がありました。

現在の臨時職員の方々はほとんど会計年度任用職員になり、給料は上がるのかとただされ、ほとんどの方が会計年度任用職員に移行されるものと考えている。給料が上がり、現在の人数で同様な形で雇用された場合、14万6,100円を基準に考えれば、今現在、8,800万円が増額される試算である。

また、例外はあるのかとただされ、制度上は会計年度任用職員と一般職非常勤職員もまだ法律上は残ると考えるが、基本的には、現在臨時的任用で雇用している清掃センターの臨時職員についても会計年度任用職員に移行すると考える旨の答弁がありました。

新制度における会計年度任用職員の対象者に対する説明についてただされ、可決成立後、現在在職中の臨時職員の方々についての勤務状況等のヒアリングを行い、一定制度の内容が決定したら、現在在職中臨時職員の方々へ新制度の内容を説明したいと考えている旨の答弁がありました。

臨時職員の雇用契約の状況についてただされ、現在の臨時職員の方々は半年雇用のため、半年ごとに確認を行い、更新している状況である。今回、会計年度任用職員は、一年一年面談等を行いながら、再度任用していく。また、一定期間の雇用があることにより、再度の任用を拒んではならない。そして、号給のアップについては規則でうたっている考えである旨の答弁がありました。

長期雇用臨時職員の雇用形態についてただされ、例えば学校講師の方々については、正職、任期つき臨職、会計年度任用職員のどこへ当てはめるのか、課題は残るが、基本的には会計年度任用職員ということで任用できないか検討し、不利益のないように考えていく旨の答弁がありました。

保育教諭の会計年度任用職員についてただされ、保育教諭については、人材確保の観点から、やはり平群町だけ低いというような状況になると採用等にも懸念されることから、近隣自治体とも情報交換もしながら、号給については検討してまいりたいと考えている旨の答弁がありました。

町の会計年度任用職員の考え方として、何年か雇用すれば、ルールに基づき正規職員として登用していくことも考える必要があるのではないかとただされ、労働契約法では、5年間雇用されれば正規職員へ移行とあるが、地方公務員は適用除外となっている。また、町としては、会計年度任用職員をふやし、正規職員を減らそうという考えではなく、今後、平群町を運営する中で、年齢層があかないように採用が必要であり、行政需要についてもふえていく中、この会計年度任用職員については、毎年毎年どういう職が必要なのか吟味しながら雇用していく予定である。また、今後、恒常的な職に正規職員が必要であれば、

そのバランスも含めて採用を考えていきたい旨の答弁がありました。

以上が主な質疑の内容であります。

議案第62号 平群町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、審査の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決定しました。

議案第76号 企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例について、審査の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決定しました。

続いて、議案第66号 平群町森林環境整備促進基金条例の制定について。この条例は、森林整備及びその促進に要する経費の財源に充てる基金を設置するために本条例を制定するものであります。

主な質疑では、住民税均等割の内容として、国の森林環境税と奈良県の森林環境税、復興税との関連をただされ、現在は復興税として、県民税に500円、市町村民税に500円の合計1,000円が加算されており、奈良県の森林環境税は県民税に500円加算されているので、結果、県民税は2,000円、市町村民税は3,500円で、合計5,500円となっている。復興税の徴収は令和5年度で終わり、令和6年度から新たに国の森林環境税の徴収が始まる。県の森林環境税は令和2年度までとなっているが、それ以降、延長されるかは決定されていないとの答弁がありました。

また、森林環境譲与税の活用についてただされ、令和元年度は90万円の歳入を財源として、歳出のほうでナラ枯れ対策事業費補助金として94万円を予算化しております。そのうち、現在までに、橿原地区でのナラ枯れ対策事業として43万2,000円の支出、残りは50万8,000円の予算が残っており、この予算を使い切れれば基金に積むものはないが、予算残が出たら、その分について基金で積み上げる旨の答弁がありました。

基金条例は国からの森林譲与税の受け皿として創設されるのかただされ、平成31年度から森林環境譲与税が創設されたことに伴い、今回、基金を創設します。森林環境譲与税については、基本的に各都道府県や市町村への割り振りというのも一定の計算でされます。また、私有林、人工林の面積の算定が10分の5、林業就業者数が10分の2、総人口が10分の3、こういう割合で案分された額で各市町村に分配され、余れば基金に積み立てられ、場合によっては基金の残がこれからふえていく可能性もあるので、平群町の森林の保全に寄与するような形で考えていきたい旨の答弁がありました。

以上が主な質疑の内容であります。

審査の結果、本案は全員異議なく原案どおり可決することに決定しました。

以上が、当委員会に付託を受けました審査の結果であります。よって、総務建設委員長報告といたします。

令和元年12月13日
総務建設委員会
委員長 窪 和 子

○議 長

ありがとうございました。

それでは、これより順次質疑、討論、採決を行います。

これより議案第62号 平群町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第62号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。

続きまして、日程第2 議案第66号 平群町森林環境整備促進基金条例の制定についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、委員長報告に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第66号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。

続きまして、日程第3 議案第76号 企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第76号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。

続きまして

日程第4 議案第64号 西和地域病児保育室設置条例の制定について

日程第5 議案第65号 平群町ポイ捨て等の防止条例の制定について

日程第6 請願第1号 介護保険料の引き下げを求める請願書

日程第7 請願第2号 国民健康保険税の引き下げを求める請願書

以上4件を会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

本案4件については文教厚生委員会に付託しております。委員長の報告を求めます。文教厚生委員会委員長。

○文教厚生委員長（植田いずみ）

それでは、文教厚生委員会委員長報告をさせていただきます。

去る12月3日に開催されました平群町議会第5回定例会の本会議において文教厚生委員会に付託を受けた、議案第64号 西和地域病児保育室設置条例の制定について、議案第65号 平群町ポイ捨て等の防止条例の制定について、請願第1号 介護保険料の引き下げを求める請願書、請願第2号 国民健康保険税の引き下げを求める請願書について、12月4日、当委員会を開催し、審査いたしました。その審査内容と審査結果を御報告いたします。

議案第64号 西和地域病児保育室設置条例の制定について

この条例は、地方自治法第252条の2の規定により、平群町、三郷町、斑鳩町、上牧町、または王寺町において締結した連携協約に基づき、保護者の子育てと就労等の両立を支援するとともに、児童の健全な育成を図ることを目的として病児保育室を設置するに当たり、必要な事項を規定するため制定するものです。

主な質疑では、受け入れ対象疾患からはしかが除外されていることについてただされ、5町の中で議論した結果、感染力が高い疾患であることから、今のところは除外するとの答弁がありました。

感染症病児の複数名の同時受け入れについてただされ、感染性の問題があることから、6名の定員以内でもお断わりすることがある旨の答弁がありました。

5町で6名の定員枠のため、感染症の病気で定員を超えるなどで断られた場合の対策についてただされ、利用希望がある場合は、他の病児保育室、生駒市阪奈中央病院こぐま園、大和高田市土庫病院ぞうさんのおうちを御案内していく旨の答弁がありました。

病児保育室の1回の疾病理由について月1週間とした経緯についてただされ、病児保育は保育の施設のため、1週間以上延びる場合は医療、治療の優先が望

ましいことから、他の病児保育室でもおおむね7日以内であるとの答弁がありました。

運営費の問題や、他の病児保育室は利便性の問題もあり、1回の疾病理由につき1週間の利用が可能であることについては議論していただきたいとただされ、利用実績を踏まえて、今後、5町で協議していきたいとの答弁がありました。

以上が主な質疑の内容であります。

審査の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第65号 平群町ポイ捨て等の防止条例の制定について

この条例は、ポイ捨て及び犬のふんの放置の防止について必要な事項を定めることで、町民と事業者、土地所有者等及び町が共同して環境美化の推進を図り、快適な住環境を確保し、清潔できれいなまちづくりを実現することを目的とし、必要な事項を規定するため制定するものです。

主な質疑では、この条例の実効性の担保の点についてただされ、見回りについては順次行うよう考えている。また、ポイ捨てが多い地域、場所などは看板等で注意を促し、調査した上、監視カメラを設置するなどして、悪質なポイ捨て者の特定等を考えている。土地所有者については、ごみを捨てにくい環境づくり、清掃活動等を行うように取り組む等の責務を考えている旨の答弁がありました。

条例ができたことを広く住民に認識してもらうための啓発看板の設置、指定袋以外でポイ捨てされた場合の対応、また、他の自治体での同様の趣旨の条例での実績についてただされ、看板等の設置、啓発は、近隣自治体の状況や町内のポイ捨て等の多い場所の実態も調査し、効果的な設置を考えている。指定袋以外の回収は、張り紙をして回収せず、1週間から10日程度様子を見て、放置されたままの場合は職員と自治会役員の立ち会いのもと回収している。実績については、他県で10年前に罰金・過料の罰則を科したところがあるが、これまで一度も過料までは至っていないとのことである旨の答弁がありました。

以上が主な質疑の内容であります。

審査の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決定いたしました。

請願第1号 介護保険料の引き下げを求める請願書

この請願は、昨年度末剰余金が4億円を超えることから、取り過ぎた1号被保険者の保険料を、第8期からではなく、来年度から1人平均1万4,000円引き下げをを求めるものです。

主な質疑では、1,192筆の署名は全て1号被保険者からのものであるかと紹介議員にただされ、平群町の町民ではあるが、全員が1号被保険者ではな

いとの答弁がありました。

第7期の計画終了時の剰余金の現時点での見込みについてただされ、5億円に行くかは現時点ではわからないが、剰余金がふえる見込みは間違いないとの答弁がありました。

これまでも当局が言ってきた、基金は5,000万円程度残してとの考えは一定理解できる。斑鳩町は每期3,000万円を残して運営している。そのことを踏まえれば、来年度での引き下げは可能ではないかとただされ、必要な基金額については、具体的な数字は差し控えるとの答弁がありました。

当局の答弁に対して、紹介議員の見解をただされ、5期、6期は5,000万円の基金を残すことで計画が作成された。結果は、基金が3億5,000万円となり、7期は1億5,000万円の基金を取り崩しても2億円の基金が残る計画で策定された。しかし、このままいけば、7期終了時の基金残高は5億円近い金額になる。となれば、8期で基金を5,000万円残して引き下げに使うとすれば、1号被保険者の1年間の保険料に匹敵する。そうなれば、9期の保険料策定に混乱を来しかねないため、1年前倒しで来年4月からの引き下げを行うことが8期の議論もしやすくなる旨の答弁がありました。

行政として、来年から1億円の引き下げについて、国や町の考え方についてただされ、国は3年を1期と考え、当初の給付見込み額を大きく上回ることで財政上支障が生じる場合に限って、例外的に保険料率の変更が可能である。また、基金を途中で引き下げに使うべきではなく、次期の保険料の抑制や引き下げに活用すべきとの国の考え方を尊重する旨の答弁がありました。

基金を使って8期での保険料の引き下げについてただされ、その方向で考えている旨の答弁がありました。

以上が主な質疑の内容であります。

討論では、介護保険法では、保険料率の変更は、給付見込みを大きく上回り、財政上支障を来す場合が見込まれるときのみ可能とされることから、第8期に、給付変動にも対応できる基金残高を確認した上で、軽減された保険料を決定していただきたいとの意見や、3年を1期とする介護保険事業計画であることから、令和元年度末で4億数千万円の基金見込みであることから、8期の策定に当たっては、基金を活用して保険料の見直しをすとの答弁もあることから、請願第1号については反対すとの討論がありました。

一方、剰余金、基金は全て1号被保険者の保険料であり、見直しが3年ごとだからと、現在4億円以上ある基金の還元を先延ばしにすることは被保険者の大変な負担となる。期の途中であっても速やかに保険料の引き下げをすることが被保険者への真摯な対応であり、行政への信頼にもつながることから、請願

第1号については賛成する旨の討論がありました。

採決の結果、挙手少数で請願第1号 介護保険料の引き下げを求める請願書は不採択と決しました。

請願第2号 国民健康保険税の引き下げを求める請願書

この請願は、余りにも高過ぎる国民健康保険税を令和2年度から総額で5,000万円、1世帯平均約1万7,000円の引き下げを求めるものです。

主な質疑では、1,140筆の署名は全て国保加入者の方からなのかと紹介議員にただされ、国保加入者を中心に、平群町の有権者の方々から協力をいただいた旨の答弁がありました。

今後の納付金算定について、町として、県にどのような働きかけをされたのかとただされ、平群町の納付金が高いことから、令和3年度の見直しに向けた是正の方法と、県内の納付金バランスのよい見直しに取り組んでもらうよう求めている旨の答弁がありました。

令和元年度の剰余金の現時点での見込み額についてただされ、累積で1億2,000万円から3,000万円の剰余金となるとの答弁がありました。

令和2年度から国保税の引き下げについてただされ、引き下げの方向で考えており、引き下げ額については慎重に検討していく旨の答弁がありました。

引き下げ議案の提出時期についてただされ、遅くとも6月議会までには提出していくとの答弁がありました。

以上が主な質疑の内容であります。

討論では、来年度の納付金の本算定が出るまでは、5,000万円の具体的な引き下げ額には同意できないとの意見や、国保会計健全化には1億数千万円の剰余金確保が必要と考え、現時点で5,000万円引き下げは理解できないので、請願第2号については反対するとの討論がありました。

一方、国保の県単位化の新制度のもとで、県の標準税率を大きく上回る現在の国保税率は、来年度も黒字が見込めると当局も認めています。来年度、町長も引き下げを表明されていることから、請願第2号については賛成するとの討論がありました。

採決の結果、挙手少数で請願第2号 国民健康保険税の引き下げを求める請願書は不採択と決しました。

以上が、当委員会に付託を受けた審査の結果であります。よって、文教厚生委員長報告といたします。

令和元年12月13日
文教厚生委員会
委員長 植田 いずみ

○議 長

ありがとうございました。

それでは、これより順次質疑、討論、採決を行います。

これより議案第64号 西和地域病児保育室設置条例の制定についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第64号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。

続きまして、議案第65号 平群町ポイ捨て等の防止条例の制定についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第65号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。

続きまして、請願第1号 介護保険料の引き下げを求める請願書の委員長報告に対する質疑に入ります。山口君。

○7 番

理事者に聞きますけども、盛んにですね、介護保険は3年を1期として、そのごとに見直すと、ただ、国のほうの指導としてはですよ、絶対ということではないですけども、指導としては、例外的に保険料率の変更が可能であるのは、収支が穴があいたときだというような答弁、今回大分されましたよね。要するに、穴があくということは、計画段階で、計画より給付費が相当ふえて、要するにお金が足りなくなったということで、その場合は途中で上げられるということですよ。途中で上げられるということでしょう、そういうことは。要するに、期の途中でもできる。上げることはできるけど、下げることはできない。要するに、町のほうの会計に穴があれば、自分らの都合で上げられると、計画が間違っていようと。でも、逆に、思ったほど給付が伸びなかった、結果としてですよ。その結果ですね、保険料のほうは給付に対して払い過ぎてると、もともと23%で組んでるのに、これでいったら30%近くも払ってるっていう、30も行かないかな。25%、26%払ってるということになるわけですよ。その場合できないっていうのは、逆から言ったら、おかしいと思いませんか。自分たちの計画が間違っただけで、金が余っても足りんかって一緒なんですよ。自分たちのっていうのは、要するに、策定委員会での計画がね。だから、それを途中で正すということができない理由として、3年を持ち出してくるわけでしょう。3年ごとの計画だと。でも、一方で、穴があいたら上げられるんだっていうことを盛んにおっしゃってるわけけども、そこに矛盾は感じませんか、町長。

○議 長

福祉課長。

○福祉課長

ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

計画につきましては、3年間ということで、安定的に運営する必要があるということで、ある程度は計画でやっていますけども、ただ、給付費がふえて、お金がなくなると、財政上も運営がなくなるので、それは上げないと仕方がないということになりますので、そういうことになります。

○議長

山口君。

○7番

会計上、繰上充用できるんじゃないですか。平群町だって、何回か赤字団体になってるわけだし。別に金なかったら、国保だって赤字になって、繰上充用してるんじゃないですか。最大幾らでしたか、あれ。何千万でしょう。多いときは1億超えたんじゃないですか。別に介護保険だって、できないわけじゃないでしょう。3年ごとに見直すんだから、そのときに上げたらいじゃないですか。かっていう話になるんですよ。だからね、無理筋なんです。ましてや、今度の7期の計画、1億5,000万赤字の計画つくってですね、要するに、1億5,000万赤字っていうことは、最終的に7期末で残る金額は2億ですよ。6期の最後が3億5,000万の剰余金でしたから、1億5,000万使ったら2億残る予定ですよ。それが5億になるということは、3億円乖離してるんですよ。1号被保険者の1年間の保険料が4億5,000万、総額で、その75%も乖離しといて、途中で引き下げられないっていう当局の答弁は理解できない。今下げないと本当に、また、この前の委員会でも言いましたけど、また残しとかなあかん、残しとかなあかんと言って、何ぼでも膨れ上がる。誰の金なんですか。特別会計で、保険者の負担率って決まってるんですよ、23%と。平群町の住民だけ30%近くも取られるっていうようなあこぎなことがね、許されるのかということですよ。だから、今、私も、1億5,000万残って大体とんとんで3年間行ったらなら、言いたくはないですけども、ここまで乖離がはっきりしてのに下げようとしないほうが、私はどうかしてると思うんですよ。私は、町のその姿勢が一番理解できない。安定的、安定的って、5億も要るんですか、お金。5,000万残ったらいってずっと言ってたじゃないですか。なぜそういうね、住民にそういう途中で変えることを嫌がるのか。町長が決断したら済む話じゃないですか。わざわざ1,000人以上の署名をもらって、住民の皆さんがこんな運動することもないんですよ。町長がそういうふうに住民の立場に立って理解されてれば。そこを私はしっかり考えていただきたい。

この間の議論を見てても、全然とにかく3年、3年。3年の見直しでは、一気に下げたら、次またようけ上げなあかんかわからんから下げられない。自分たちの都合のええ理屈ばかりじゃないですか。5億も残して、今度、8期つくるときは、それこそ大変ですよ。それ、わかるでしょう、ずっとやってて、もう20年もやってて、7回も策定してて。コンサルの言いなりでつくったやつが、要するに、こういう乖離を生んでるんですよ。その反省もないんですか。課長かわってるから言いたくないけど、町長もかわってるし言いたくないけど、平群町として、この20年間、介護保険、5期まではまともにやってきて、6期はこれだけの計算違いっていうのは、私も、理事者のほうもびっくりしたと思うんですけどもね。それだったらなお、途中であっても下げるといふ決断をすべきだということ強く言っておきますけど、今では答弁になってませんよ。もう1回答弁してください。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

計画と実績が乖離が出てるっていうことにつきましては、これまでも答弁させてもらったんですけども、介護予防に取り組みの方がおられるっていうことも要因があって、給付費が減ったと。その結果、給付費が減って、それで基金がふえてるという状態ですので、それで、結果的には基金がふえたってことなんですけども、それについては国の考えのとおり、運営上が著しく厳しい状態にあれば、それは上げたりするんですけども、ただ、基金が余ってるって、金額が大分ふえてるところなんですけども、その点については国の考えどおり、このまま第8期のときに見直していきたいと考えてます。

○議長

山口君。

○7番

逆も真なりでしょう。だって、足らんかったら途中でふやすのはオーケー、余り過ぎて途中で減らすのはだめって、そんな勝手な話ないでしょう。ということ言ってるんです。それはおかしくないですかということと、自分たちが、結果として、計画が間違ってたわけですから、間違ってたというか、誤差があり過ぎたわけです。3億円ですよ。1年間の1号被保険者の支払う総額の75%の金額も間違うなんて、普通ないでしょう。プロですかって言われますよ。いや、だから、そのことが言いたいんであって、だから、町長、どうなんですか。じゃあ、反省はしてるんですか。余りにも乖離が大き過ぎたという反省はされてますか。町長、どうですか。

○議 長
町長。

○町 長

それでは、山口議員の質問に答えさせていただきます。

確かに計画というのは1期3年の計画ということで、介護保険の策定委員会の中で、国のワークシートに当てはめて事業量を算出したということで、その結果、給付費が極端に少なかったというのは、やはり介護予防というか、健康な方がふえたというふうに理解をしております。確かに基金、かなり積み上がってるんですけども、この基金については、8期の計画の中で保険料の抑制等に使ってまいりたいというふうに考えております。

○議 長

山口君。

○7 番

私は別に、策定委員会の人たちを責めてるわけではないですよ。バックデータは全て理事者のほうから、事務局のほうから出るわけですからね。それをコンサルさんにいろいろやってもらって、それで全部バックデータ出てくるわけじゃないですか。それに基づいてやってるんだけど、それでも、だから、最終的な議論は、余ってる、それまでの基金を幾ら次の保険料の引き下げに使うかということで、議論だったわけですからね。その給付総額がですね、そんなに乖離が出るなんて誰も思わずに審議、議論してますからね。ですから、これ、給付多過ぎるやないかなんて意見、1回もありませんし、私も言ってませんし、そこは間違わないでくださいね。ですから、事務方のほうが、基本的にしっかりしたバックデータ、しっかりした調査の上に出していかないとだめですから。ですから、次の8期については、もう今回、下げないと言ってるわけですから、請願ももちろん否決されるんでしょうけども、町が下げないと言ってるわけですから、逆立ちしたって通りませんから、言いませんけども、第8期については本当にしっかり考えてやってもらわないと、同じような間違いは絶対繰り返していただきたくないの、そのことは強く言っておきます。

○議 長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。山本君。

○ 3 番

請願第1号 介護保険料の引き下げを求める請願書について、本請願に対しまして、現時点では採択できないという立場で討論させていただきます。

第1号被保険者の介護保険料算定については、中期的に安定した財源を確保するために、3年を通じて考えることが介護保険法で定められております。現在、第7期の2年目に当たり、ことしの9月時点では約3億9,800万円の基金残高となっておりますが、請願文書の要旨の冒頭に記載されているような、保険料を取り過ぎたのが原因ではなく、住民の皆様が日ごろから健康に留意し、介護サービスを受けなくて済むよう、介護予防等に努められた成果であると思っております。

しかしながら、第8期の計画策定時には、少々の給付費の変動にも緩和できる安定した基金残高を確認した上で、策定委員会の皆様と協議していただき、今回の署名に御協力いただいた方々だけではなく、被保険者お一人お一人様からの不安の声が上がらないような、軽減された保険料を決定していただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○ 議 長

ほか、ございませんか。稲月君。

○ 5 番

私は、請願第1号 介護保険料の引き下げを求める請願書について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

1,192人の方々がこの請願書に署名をされ、今回提出をされました。この署名の一筆一筆には、年金は下がり続け、物価は上がり、社会保障は悪くなる一方、また、10月からの消費税の増税、高齢者の生活はもういっぱい、何とかして、この悲鳴の声が詰まっていると考えます。

今年度で4億円以上の余剰金が出、このままいくと、来年度には5億円の基金が積み上がってしまいます。要支援、要介護認定を現在受けておられる方は、全被保険者の30年度で17.3%、受けておられない方、これが82.7%になっています。この82.7%の方たちは、介護のサービスは受けることはできない、また、受けることなく自立し、元気で生活をされている方たちでございませぬ。サービスを受けられなくても、保険制度だからということで理解をして、協力をして、必死で払っておられるというのが現状です。こういう方たちも含めて、高い保険料を払っていただいている、こういうのが今の現状です。下げられるのに下げないことに対しての怒りの声が、この請願に詰まっている

と考えます。

7期の途中であろうと、4億円以上ある余剰金を被保険者に当然還元すべきと考え、本請願の採択には賛成をいたします。

○議長

ほか、ございませんか。馬本君。

○12番

介護保険料の引き下げを求める請願書の反対討論を申し上げます。

第7期介護保険給付費準備基金は、令和元年度末基金残高約4億数千万円となる見込みでございます。それで、介護保険法第117条に、市町村は、基本指針に即し、3年を1期とする当該市町村が行う保健事業に係る保険給付費の円滑な実施に関する介護保険事業計画を定めるものとなっております。私は、第8期に向け、令和2年度に介護保険事業計画策定委員会において、基金を活用した保険料の見直しを私は期待をしております。よって、私は介護保険法第117条の規定を尊重し、今回の介護保険料の引き下げを求める請願については反対をいたします。

以上です。

○議長

ほか、ございませんか。山口君。

○7番

介護保険料について、先ほども述べましたけれども、基本的に、山本議員のほうから取り過ぎではなく、多くの方の努力だと、それもあります、当然。それなら、なおさらその努力に一刻も早く報いる、私はこれが大事だと思うんですね。3年、3年、別に法律で3年って、3年に見直すというだけで、町長が決定すれば、保険者である町長が決定すれば、引き下げはできるんです。別にそのことで法律違反になるわけでもありません。便宜上、3年ごとに国の制度が変わったりするから、それに合わせてやってるだけです。それは、計画の中身が変わるからです。でも、保険料を下げるだけなら、計画の中身が変わるわけではありませんから、単に平群町の財政状況、介護保険会計の財政状況の中でできることですので、私は、町長の決断一つだと思っていますので、この住民から出された請願に、私は真摯に応えていただき、今議会はもちろん無理ですから、3月議会ですらでもですね、引き下げ提案を町長からされることを大いに期待したい。そのことを申し上げて、この請願には賛成いたします。

以上です。

○議長

ほか、ございませんか。森田君。

○ 8 番

本請願の採択に賛成の立場で討論いたします。

先ほど賛成討論でもありましたように、財源はあるわけでありまして。政治は、立場の弱い人、困ってる人に手を差し伸べるのが大事な仕事であります。また、小さな声にも耳を傾ける、そういうことも大切であります。国でも、地方でも、行政に風穴をあけるのも政治の大事な役割であります。よって、本請願に賛成いたします。

○ 議 長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○ 議 長

ないようでしたら、討論を終結いたします。

これより請願第1号 介護保険料の引き下げを求める請願書を採決いたします。

この請願に対する委員長報告は不採択であります。請願第1号 介護保険料の引き下げを求める請願書を採択することに賛成、採択することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○ 議 長

挙手少数であります。よって、請願第1号 介護保険料の引き下げを求める請願書は不採択することに決定いたしました。

続きまして、請願第2号 国民健康保険税の引き下げを求める請願書の委員長報告に対する質疑に入ります。質疑です。山口君。

○ 7 番

もう何回も議論してるんで、くどくは言いませんが、先日、来年度のですね、令和2年度の県への納付金、仮算定ということで、11月に出たものを当局のほうからもらいましたけども、これを見てるとですね、平群町の1人当たりの保険料、1人当たりの保険料、1万円下がってるんですね。そやね。13万2,000円から12万2,000円に下がってるんですね。ほぼ1万円下がってるんですね。多分この見直しで、本算定が1月に出るといいますから、これは仮ですけども、仮でも、一応相当な計算をした上で、あとは微調整にな

ると思うんですけれども、各市町村間のね。そうなればですよ、これ、1万円ということは、平群町で5,000万円になるんですよ、大体。4,600人ですから4,600万円。ということは、それだけ下げたって、来年度は今年度と変わらないということですよ。言ってる意味わかりますかね。要するに、今年度、本当はね、今年度、本当はね言うたらあかんね。去年、昨年、平成30年度は、平群町の料率と県が納付金に合わせてつくった料率を計算すると9,000万円乖離あったんですね。でも、黒字はそこまで行ってなかった。三千何百万。それはなぜかというね、30年については4月から新制度ですけれども、国保は3月から2月が1年ですから、1カ月おくれるんですよ。それと、それまでの、2年前とかの前期高齢者交付金とか、その他いろいろの、要するに、精算があったわけですよ。そういうこともあって、普通は9,000万黒字にならなければならないんだけど、そうだった。でも、31年度は6,000万から7,000万の黒字って言ってることから思うと、乖離がそれぐらいあるんでしょ。今度、これ、また県のほうが下げてきてますから、県のほうが1万円下げるということは、県のほうの納付金もですね、去年より3,000万ほど下がってるんですよ。この仮算定で見るとですよ。ということは、5,000万下げても、来年度黒字になるんじゃないですか。その点、どのような試算、ざっとでいいですけども、担当課長、してますか。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

仮算定の数字をもとにしてですね、まだそこまでは詳しくは精査しておりませんが、3,000万、去年より3,000万少ないっていうのは仮算定の数字ではわかっております。ただ、あくまでも本算定と仮算定の乖離が毎年たくさんありますので、現時点ではまだ未確定ということで、まだ精査はできておらないのが現状でございます。ただ、1人当たりの必要額についてはですね、議員お述べのように、ことしの本算定と来年度の仮算定では1万円ぐらい開きがあるのは確かに承知してるところでございます。ただ、被保険者数につきましてもですね、県が今言うてきてるのが4,340人ですか、仮でね。その時点で4,340ですけども、今後、平群町の被保険者数がどれだけ減っていくかというのはわかりませんので、現時点では明確な御答弁はさせていただけないということで、御理解願いたいと思います。

○議長

山口君。

○7番

被保数についてはね、今までみたいな減り方はしないと思います。ただ、また働き方改革の中で、国のほうが小さい事業所についてもですね、社会保険への加入を進めるというより、基本的に法律で変えていくという方向にもなってますから、すぐではないですけども、近々にはだんだんそうなっていくんでしょうけども、ただ、その一方で、定年してですね、年金生活の方がふえますから、その方はいや応でも国保に入らざるを得ませんからね、そこは見とく必要があると思うんですが、いずれにしてもね、この前の委員会で、私、委員でなかったんで、聞けなかったんですけども、じゃあ、5,000万円下げようと思ったら、町も下げることは決めてるわけですが、その金額の問題だと思うんですけども、1月の県のほうの納付金の額が決定と、それと、今年度の決算の確定というか、見込みが出ればと、見込みは、この前も言いましたけど、29年までと違って、今の制度では、見込みはほとんど確定に近い数字出ますから、じゃあ、それで、町長にお聞きしますが、どれぐらいの数字が出れば、5,000万の引き下げができるんですか。馬本議員のほうからは、1億円以上の基金が必要だという意見がありますから、その基金1億円残して、あと残りを基本的に下げるということなのか。いや、ここは大事なところですよ。その1億円の基金の、なぜそうかというのは、私は理解できませんけども、ある程度金があったほうがええっていうのは、それはわからないことはないです。ないですけども、基本的に、じゃあ、どういう状態になったら下げられるのか。要するに、住民の請願はですね、今の平群町の状況なら5,000万ぐらい下げられるだろうということが出てきてるわけですから、それに対して、じゃあ、どういう状況で、3月でも6月でも構いませんけども、そこんどこ、どうなんですか。ある程度の腹づもりはあるわけでしょう。もう下げるっておっしゃってるんだから、腹づもりはあるわけでしょう。その点、どうですか。

○議 長

健康保険課長。

○健康保険課長

税率及び金額につきましては、今、明言はできませんけども、県のほうにも話をさせてもらった段階でですね、医療費がかなり伸びているということで、平群町も楽観できる状態にないということが言われます。それと、来年度のですね、今後の見直し、令和3年度の見直しについてはですね、その時点できちっと精査をしていくべきやと思うんですけども、やはり以前にですね、やっぱり4回も下げて赤字になったということもございますので、それはやっぱり慎重に考えていかなければならないと考えております。

以上です。

○議 長

山口君。

○7 番

4回下げたって言うけどさ、その前に上げて話、先したら。あの上げたのは間違いでしょう。今の担当者、皆、かわってるけど。上げんでもよかったのに、上げたわけじゃないですか。上げた分だけ黒字になりましたじゃん。その前の赤字がちょっとあったから、それはもちろんなくなってあれやけど。上げ過ぎたから、後、下げざるを得んようになったんでしょう。下げ過ぎだというのは、私も余り反対はしませんけども、でも、それは別ですよ。当然そんな間違った上げ方したから、後、下げざるを得んようになったわけじゃないですか。だから、上牧が5億か6億の基金あるって言うでしょう。あそこも間違っただけで上げたまま、ずっと来てるからですよ。平群町も、あのままいったら、もっと基金積んでますよ。そっちのがよかったんかってなるんですよ。そんなことないでしょう。基金何ぼ積んだって、住民、喜びませんよ。安定的運営、安定的運営といったって、限度はありますよね、支払うほうに。一気に1.6倍に値上げするなんて、そんな非常識なこと、普通ないですよ。だから、ちょっとでも早くその期間を短くしてですね、引き下げる必要があるって言うてるんであって、だから、その思いを理解する必要があるんです。だから、あなたたちは、保険会計をきちっとやりたいと思って、一生懸命やってはるのはわかりますよ。でも、払うほうの立場を考えてくださいよって、いつも言うわけですよ。考えたら、ちょっとでも早く、下げられるんだったら早く下げるってというのが本来あるべき姿でしょう。介護保険でもそうですし、国保でもそうですけど。今は金額言えないって言うことなんですけど、このままいったら、もちろん3年度からの見直し、来年の夏ごろから始まるんでしょうけど、いろいろ医療費ふえてるって言うけど、これもでこぼこがありますからね。でこぼこあるし、そんな一概に、辰巳課長言うように、ずっとふえていくわけでもないです。利用者負担もまた、後期高齢者のほうですけど、75歳2割とか言ってますし、いろいろ、それはどういうふうにするのかわかりませんが、どっちにしたって、それはそのとき考えたらええ、そのとき考えたらええっておかしいですけど。

とにかく、今の答弁じゃ納得できないから、3月議会のときには、もうそのときには数字出てますから、きちっと、2月に国保の運協もありますから、そこではきちっと出てくるんでしょうけども、それでもね、一つだけお願いしときますけど、その算定が出た段階で、県が出してる標準料率、これでいったらどうなるかという細かい資料、これ、議会には出してくださいね、早目に。3

月議会始まるまでに。要するに、国保の運協、運協がもう大体2月の終わりごろやから、すぐ議会ですけれども、私は、ある程度数字も全部つまびらかにしてですね、一定時間をかけてですね、それぞれが勉強する必要があると思いますので、ちょっとその辺はしていただくことは約束していただけますか。町長に答弁してもうて。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

1月の末と言うてますけども、県からの本算定の数字が来ますので、それに基づきましてですね、今、試算をさせていただこうと思っています。それで、ただ、標準税率というのはですね、県も言うてますけども、そのとおりにして、もし赤字になれば、自分とこで補填しなさいっていう考え方なんです。だから、標準税率イコールそれでいけるっていうもんじゃないと。試算をさせてもらって、ことしも足らんかったっていう話をしておりますので、それイコールっていうわけじゃないと。それは、あくまでも県が推計をしている所得や被保数で、納付金に見合った税率に勝手に決めてるだけであってですね、我々はそれが正しいというふうには思っておりません。当然、とんとんでええっていうわけではございません。ということは、標準税率は毎年変わってきます。税率改正も毎年していくことになりますので、そういうことになればですね、住民の皆様は毎年御迷惑かけたりすることになりますので、やはり税率というのは、ある一定決めた形でいきたいというふうに思ってます。

○議長

山口君。

○7番

そんなことはわかってるよ。こんな3桁まで、小数点3桁も4桁もある数字、そのまま使えなんて、誰も思ってへんけど、でも、全体として、でも、町もつくる時、そうじゃない。だって、被保数どんどん、あんな減り方するなんて思っていない減り方した年もあったわけでしょう。当初組んだ予算とは全然違う中身になってるでしょう。1.6倍値上げた年からも、全然違う数字になってるじゃないですか。2億5,000万上げたんですよ、あれ。27年度ベースで。27年度ベースで29年上げたからね。1年半前の資料を使ってやるわけや。それで1.6倍上げてるのに、1.6倍の保険料なんか入ってないじゃないですか。それと、所得が減っている、どんどんどん平群町の1人当たりの所得が。当然それを見ないとだめでしょう。そんなんわかった上で言ってるんであって、ただ、県が出してる数字はモデルとして出してるわけだか

ら、この数字で大體納付金賄える、だから、そのとおりにやれっていうんじゃないなくて、大體賄える数字やから、それはある程度参考になる数字じゃないですか。ほかの県の言うことは何でも聞くのに、こういうところだけは全然違いますって言うの。こんなん、間違ってるよって言ってええの、県に。こんな間違ってるもん出さなかって。市町村は出してほしくないでしょうけど、こんな資料。自分とこと全部比べられたらどうなんかっていうのがあるから。でも、やっぱりそれは、辰巳課長、ちょっと違うよ。そういう問題意識で言ってるんじゃないかって、どっちにしたって、きちっと説明してくださいねというのはよろしいですか。その返事がなかったように思うんですけど。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

本算定が来ましてですね、標準税率と今の現行税率の算定ですね、それにつきましては、とりあえず先に2月の運協のほうでお示しをさせていただきたいと思います。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。山本君。

○3番

請願第2号 国民健康保険税の引き下げを求める請願書について、本請願書に対しまして、現時点では採択できないという立場で討論させていただきます。

平成27年度の実質単年度収支が約1億9,500万円の赤字決算で、財政調整基金残高はゼロとなり、年度末剰余金はマイナス2,675万円、28年度も実質単年度収支約8,769万円の赤字決算で、年度末剰余金はマイナス1億1,444万円まで膨れ上がりました。そして、県単位化の準備に向けて、29年度の税率を大幅改正し、30年度には財政調整基金に2,900万円を積み立てて、現在は約6,656万円になりました。

平成30年度から、国保税の引き上げに関する発議や請願について、私の討論は一貫して、令和3年度の間見直しを見ながら、本当に引き下げが可能な時期に討論すべきで、それまでは時期尚早と述べてまいりましたが、この間に

西脇町長が県担当課へ足を運ばれて、不公平なバランスの見直しなど、納付金算定については是正を促していただいたことで、今後の納付金を修正いただける希望も見えてまいりました。

先ほど、山口議員さんからの仮算定の金額もございましたが、現時点では、やはり被保険数の変更もあるので、令和2年度の納付金算定もまだ未確定です。令和2年1月末には本算定が出ると思いますので、最低でも本算定が出るまでは、5,000万円等の具体的な引き下げ額には注意すべきことから、請願書や署名いただいた方々、紹介議員の皆様には、現時点での採択はできない旨を御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議 長

ほか、ございませんか。稲月君。

○5 番

私は、請願第2号 国民健康保険税の引き下げを求める請願書に賛成をする立場で討論します。

平成29年度に1.6倍の大幅増税をされた本国民健康保険税です。被保険者の皆さんは大変な思いをして、今、支払っていただいているわけであります。県下で一番高い税率。被保険者の方々の悲鳴の声が、この1,140筆に詰まっていると私は思っています。行政当局も重々高過ぎるということについては御存じであり、来年には下げるとの町長の決意もありました。

この国保税率の問題、私たちは、多くの町民の当面する切実な願いが詰まった本請願に対して、私たちは本当に真摯に、しっかり受けとめていかなければならないと考えています。今、質疑の中でも明らかになってきたように、総額で5,000万円を引き下げに使える財源、財政状況にあると言えるということもはっきりしてまいりました。だからこそ、今、住民や住民被保険者の強い願い、そして住民の皆さんの厳しい暮らし、これをいかに守っていくか、こういう声にしっかりと応えていくのが、我々、議員の役割ではないかと考え、本請願には賛成をいたします。

○議 長

ほか、ございませんか。窪君。

○10 番

請願第2号 国民健康保険税の引き下げを求める請願書に反対の立場で討論をいたします。

付託された文教厚生委員会において、西脇町長の御見解は、町の国保税は奈良県下で一番高い税率になっている。国民健康保険の見直しについては、令和

元年度の決算状況や、来年1月、県の納付金が確定をし、令和3年度には県下において再度の納付金の見直しをされると聞いている。現在1人当たりの医療費が伸びている中で、今後、県の納付金の推移や被保険者の推移、そしてまた、被保数が減ると保険税収入も減少するため、そのことも見きわめながら、令和2年度には国保税の見直しを行っていきたいと考えるが、過去4年連続で国民健康保険税を引き下げたことにより赤字に陥ったこともあり、同じことを繰り返さないためにも、引き下げ額は慎重に検討し、来年6月までには議案を提出したいと考えているとの内容を示されました。

私も、この時点で、引き下げには理解ができますが、請願内容は5,000万円の引き下げを求めるものであり、現時点で、令和2年度の納付金算定も未確定で、さらに基金や剰余金の確保も一定必要かと考え、過去の教訓を踏まえ、被保険者の皆様に二度と御迷惑をかけないためにも、引き下げ額については慎重にも慎重を期すことが被保険者を守ることであり、5,000万円の引き下げを求める請願書には反対をいたします。

○議長

ほか、ございませんか。山口君。

○7番

盛んに、平成20年度のあのときは1.25倍ぐらいでしたけども、引き上げのことは言わずにですね、その後、岩崎町長のもとで、平成23年から26年まで引き下げられました。基本的には、所得の低い人ほど大変だということで、均等割や平等割を中心に引き下げられたわけです。ただ、平群町の場合、所得割がそのままであっても、先ほどもちょっと言いましたけれども、高齢化の中で、多くの方が現役から年金生活者になり、1人当たりの所得が減ったということもあって、それで余計ですね、大変になったっていうのがあります。

ただ、先ほども言いましたように、その後の4年引き下げ、引き下げたから赤字になったっておっしゃいますけれども、あのときは、もうちょっと分析してもらおうと、27年、28年、このころはですね、28年が一番どん底で、それまでふえてきた前期高齢者交付金が伸びがとまり、ただ、その次の年、29年度、先ほど山本議員のほうから1億1,400万の赤字っておっしゃいましたが、これは累積であって、あの1億1,400万は、町の見込みからすればですね、1億2,000万も乖離があったんです。あの時点で2億5,000万の赤字になるって言ったのが、28年度末の決算なんです。それが1億1,400万でとまったんですね。なぜかという、その前の27年度とは違って、28年度の場合、前期高齢者交付金がですね、その前の精算金がふえた、そういうこともあったわけです。ですから、その辺全て、4年連続の引き下げがど

うのこうのって言うんであれば、その辺の分析をきちんとして、なぜそうだったのか、引き下げただけのことなのか、その間の1.6倍の増税の見込みはどうだったのか、その辺の検証は全くおっしゃらないじゃないですか。それも含めて、私はちゃんとすべきであって、ですから、今度の場合も、町長は引き下げられるというふうに決まってるので、金額まで請願で書いてるというのは、それに対する反対の声だというふうに思いますけれども、いずれにしても、住民の声には真摯に応える、この5,000万については町長の裁量権がありますから、請願で5,000万って書いてあったとしてもですね、引き下げるとい、その住民の一番の思いを酌んでいただく、そのことが私は議会では必要ではないかというふうに思いますので、ぜひそのことはお願いするとともにですね、この請願はしっかりと採択していただくよう、私も賛成いたします。

以上です。

○議長

井戸君。

○4番

私は、賛成できない立場のほうで討論させていただきます。

私は今まで、国保の引き下げ発議、請願書は全て賛成してまいりました。今も、引き下げは絶対にすべきだと考えております。しかし、町長が新しくかわられ、1月のデータがそろい次第に引き下げると事実上約束されました。引き下げ金額は町長の判断に委ねたいと考えております。そういう意味では、5,000万円の引き下げと明記されております請願には、残念ではありますが、賛成できないということで、反対の討論とさせていただきます。

○議長

ほか、ございませんか。馬本君。

○12番

国民健康保険税引き下げ請願に対する反対討論を申し上げます。

平成23年から26年度の4年間に大幅な減税をしたため、基金が枯渇しました。4年間、議員も全会一致でこの減額には賛成した経緯がございます。そして、平成29年度から1.6倍に課税、現在に至っております。平成30年度決算では、歳入差し引き収支が約3,700万の黒字、財政調整基金保有金額が約2,900万、合わせて約6,600万円の剰余金が発生をいたしました。県は、中間年度の令和3年度に納付金見直しをされます。平群町は、来年度に税率の見直しを審議される予定と一応なっております。

私は、令和元年度末の剰余金の合計は約1億2,000万から3,000万程度が見込まれると思っております。過去の教訓を踏まえ、二度と加入者に迷

惑をかけないためにも、1億数千万円の剰余金確保が必要と私は考え、国民健康保険税減額、税の修正案、修正予算、請願書などに対して反対討論を今まで行ってまいりました。今回の請願については、引き下げには理解はできますが、5,000万もの引き下げは大きく、国民健康保険会計健全化のためにも、1億数千万の剰余金確保が私は必要と考え、現時点では5,000万の減税は理解でき得ませんので、国民健康保険税の引き下げを求める請願には反対をいたします。

以上です。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、討論を終結いたします。

これより請願第2号 国民健康保険税の引き下げを求める請願書を採決いたします。

この請願に対する委員長報告は不採択であります。請願第2号 国民健康保険税の引き下げを求める請願書を採択することに賛成、採択することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議長

挙手少数であります。よって、請願第2号 国民健康保険税の引き下げを求める請願書は不採択することに決定いたしました。

午後3時35分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午後 3時18分)

再 開 (午後 3時35分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

日程第 8 議案第 8 4 号 平群町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を
改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長

議案第 8 4 号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第 8 4 号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませぬか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。

続きまして

日程第 9 議案第 8 5 号 平群町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長

議案第 8 5 号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第85号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。

続きまして

日程第10 発議第9号 「あおり運転」に対する厳罰化とさらなる対策の強化を求める意見書（案）

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局 長

それでは朗読いたします。

発議第9号

「あおり運転」に対する厳罰化とさらなる対策の強化を求める意見書（案）

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和元年12月13日

提出者 窪 和 子

賛成者 山 本 隆 史

「あおり運転」に対する厳罰化とさらなる対策の強化を求める意見書（案）

本年 8 月、茨城県の常磐自動車道で、男性が執拗なあおり運転を受けて車を停止させられ、容疑者から顔を殴られるという事件が発生した。また平成 29 年 6 月には、神奈川県内の東名高速道路において、あおり運転を受けて停止した車にトラックが追突し、夫婦が死亡している。こうした事件・事故が相次ぐ中、「あおり運転」を初めとした極めて悪質・危険な運転に対しては、厳正な対処を望む国民の声が高まっている。

警察庁は、平成 30 年 1 月 16 日に通達を出し、道路交通法違反のみならず、危険運転致死傷罪や暴行罪等のあらゆる法令を駆使して、厳正な取り締まりに取り組んでいるが、いわゆる「あおり運転」に対する規定がなく、防止策の決め手とはなっていない。今後は、あおり運転の厳罰化に向けた法改正の検討や更新時講習などにおける教育のさらなる推進及び広報啓発活動の強化が求められるところである。

そこで政府におかれては、今や社会問題化している「あおり運転」の根絶に向け、安全・安心な交通社会を構築するため、下記の事項について早急に取り組むことを強く求める。

記

- 1 「あおり運転」の規定を新たに設け、厳罰化については、危険運転を行った場合のみでも道路交通法上、厳しく処罰される海外の事例なども参考としながら、実効性のある法改正となるよう、早急に検討を進めること。
- 2 運転免許更新時における講習については、これまでの交通教則による講習に加え、あおり運転等の危険性やその行為が禁止されていること及びその違反行為に対しては取り締まりが行われることについての講習も行うこと。また、更新時講習に使用する教本や資料などに、これらの事項を記載すること。
- 3 広報啓発活動については、あおり運転等の行為が禁止されており、取り締まりの対象となることや、「あおり運転」を受けた場合の具体的な対処方法などについて、警察庁及び都道府県警察のホームページ、SNS や広報誌などを効果的に活用し、周知に努めること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

以上でございます。

○議長

提出者の趣旨説明を求めます。窪君。

○10番

あおり運転に対する厳罰化とさらなる対策の強化を求める意見書（案）に対する趣旨説明をさせていただきます。

ただいま事務局長に朗読していただきましたが、本年8月、茨城県の常磐自動車道で、男性が執拗なあおり運転を受けて、車を停止され、容疑者から顔を殴られるという事件が発生しました。こうしたあおり運転による重大事件・事故が相次ぐ中、極めて悪質、危険な運転に対しては厳正な対処を望む国民の声が高まっております。警察は、危険運転致死傷罪や暴行罪などのあらゆる法令を駆使し、厳正な取り締まりに取り組んでいますが、いわゆるあおり運転に対する規定がなく、防止策の決め手とはなっておりません。政府に対し、今や社会問題化しているあおり運転の根絶に向け、安全・安心な交通社会を構築するため、必要な法整備を早急に検討することを求める意見書でございます。

以上、簡単ではございますが、趣旨説明とさせていただきます。どうか皆様には御賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。森田君。

○8 番

あおり運転は非常に危険な行為だというふうに理解してるんですけども、提出者に確認をしたいんですけども、あおり運転の定義ですね、専門家でも分かれておるわけですけども、善良な市民が、逆に言えば、罰せられる傾向にあるわけですから、あおり運転の定義をどのようにお考えになっておられるのかお尋ねします。

○議 長

窪君。

○10番

その点を、まだ今、森田議員がおっしゃるように、その点が明確になっていないために、こういうふうな、警察庁でもありとあらゆる法令を駆使してされておりますので、そういうことをしっかりと、あおり運転とはどういうものなのかということをしかりと明記することも目的でございます。

○議 長

森田君。

○8 番

私は、提出者がどのように認識されてるのかお尋ねしたかったわけですけども、そういうことは、どういうことがあおり運転になるのか、お考えになってるのかお尋ねしたかったんです。

○議 長

窪君。

○10番

テレビでもあおり運転の、こういう車につけられたもので見られて、皆さんよく御存じだと思いますが、人それぞれ考え方は違うと思いますが、やはり後ろからスピードを上げてあおってくると、これがシンプルな考え方ですが、もっともっと深く申しましたら、多くの定義があると思いますけれども、そういうふうに、今、テレビ等で報道されているあおり、こう車であおってくる、こういうふうにシンプルに考えております。

○議 長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。井戸君。

○4 番

この発議第9号 あおり運転に対する厳罰化とさらなる対策の強化を求める意見書については、大賛成の立場で討論いたします。あえて討論させていただきます。

このような、人の命を理由なく危害を及ぼす行為は許せないと考えております。また、このようなことをして罪悪感のない方は、残念ながら、厳罰化したり、再教育されなければ、犯罪をし続けます。被害者がふえ続けます。そういうことを防ぐように、ぜひともこれには賛同したいと思っております。

○議 長

討論ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより発議第9号について採決を行います。

本案については原案どおり可決し、意見書として関係行政庁へ送付することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、発議第9号「あおり運転」に対する厳罰化とさらなる対策の強化を求める意見書（案）については、原案どおり関係行政庁へ送付することに決定いたしました。

続きまして

日程第11 発議第10号 近鉄生駒線1時間4本運行の再開を求める決議（案）

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局長

それでは朗読いたします。

発議第10号

近鉄生駒線1時間4本運行の再開を求める決議（案）

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和元年12月13日

提出者 井戸太郎

賛成者 長良俊一

〃 山本隆史

〃 山口昌亮

近鉄生駒線1時間4本運行の再開を求める決議（案）

2017年10月の台風21号の影響により、近鉄生駒線の勢野北口駅～竜田川駅間にて、線路に隣接した傾斜地ののり面が約50メートルにわたり崩落しました。そのため、近鉄生駒線の運行ダイヤが臨時的に変更され、1時間4本運行から3本運行になりました。

平群町の住民にとって近鉄生駒線は、唯一の鉄道であり、また、最も重要な公共交通機関です。1時間3本に変更されたことで、通学や通勤、日常の移動など、大変不便な状況が続いています。1時間4本運行の再開を平群町住民の多くの方々が待ち望んでいます。

災害から2年以上たち、崩落箇所の復旧工事が完了を迎えようとしています。

近畿日本鉄道に対しまして、復旧工事の完了に伴い、安全が確認され次第、早急に近鉄生駒線での1時間4本の運行を再開していただくよう求めるものです。

以上、決議する。

以上でございます。

○議 長

提出者の趣旨説明を求めます。井戸君。

○4 番

今、局長のほうから読んでいただいたとおりの内容でございます。平群町の住民の皆様が熱い思いを、この議会に乘せていただきたいと思っております。ただ、法的拘束力がないというところではございますけれども、議員の皆様には御賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、議長におかれましては、あくまでも民間の会社でありますので、失礼のないようお願いをいただくと同時に、最後の文言でもありますように、謙譲語を使ってございます。再開していただくよう求めているものでございますので、失礼のないように、もし可決されたときには当然お願いをいただくと同時に、よろしくお願いいたします。

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより発議第10号について採決を行います。

本案については原案どおり可決し、決議として関係機関へ送付することにしたと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、発議第10号 近鉄生駒線1時間4本運行の再開を求める決議（案）については、原案どおり関係機関へ送付することに決定いたしました。

続きまして

日程第12 委員会の閉会中の継続調査の件
を議題といたします。

議会運営委員会委員長より、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしました閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で本定例会に付議された事件については全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

町長、閉会に当たりまして、御挨拶をお願いいたします。西脇町長。

○町長

12月議会の閉会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

12月3日より本日までの11日間の会期におきましては、給与改正による人件費や社会福祉費での扶助費の増額などを盛り込んだ令和元年度補正予算を初め、会計年度任用職員に関する議案、そして人事案件に、全て上程議案につきましては慎重審議いただき、議決、同意を賜り、厚く御礼申し上げます。

議員各位におかれましては、ことしも1年間、町政へのさまざまな御助言や御指導、御鞭撻をいただき、まことにありがとうございました。今議会におきましても、平群町が置かれている財政状況を鑑み、議員の皆様より多くの貴重な御意見や御提案をいただきました。特に財政状況につきましては危機的な状況に直面しており、財政の健全化が今の平群町にとって最優先事項であると認識をいたしております。

今現在、令和2年度の予算編成を行っております。本定例会におきましても議論されました少子・高齢化等によります扶助費の増加、そして子ども・子育て支援施策の充実、学校教育におけるICT環境の整備、人口減少対策、観光振興など、さまざまな取り組むべき課題も山積している中、限られた財源により、各事業に優先順位をつけて予算編成を行っているところでございます。新年度予算案につきましても、来る3月議会での御審議をいただくところでござ

いますが、極力未確定財源を計上しない緊縮型の予算として、今後、編成作業を進めてまいります。

また、明るい話題として、長年の懸案事項でありました総合文化センターが来年の春にオープンいたします。平群町の文化や観光情報発信ができる施設として、町民の皆様の憩いと交流の場となるよう、町の活性化につなげていくものと期待しております。

最後になりましたが、新しい元号の令和元年も終わり、新しい年を迎えるところでございます。来年が議員の皆さんにおかれましても、そして本町にとりましても、明るい希望に満ちた輝かしい新年を迎えることを御祈念申し上げます。これをもちまして、12月議会の閉会の挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

○議長

これをもって令和元年平群町議会第5回定例会を閉会いたします。

(ブー)

閉 会 (午後 3時56分)